

協定説明書

「平成30年度 災害時における災害対策車運搬等に関する基本協定の締結」については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 平成30年2月14日

2. 公告者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 浦山 洋一

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

平成30年度 災害時における災害対策車運搬等に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間において災害が発生し若しくは災害の発生が予測される場合、災害対策車の運搬等を行う。また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動命令があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害時においても国土交通省が保有する災害対策車の運搬等を行い、必要に応じて設置し対応することを目的とする。

(3) 基本協定内容

1. 遠賀川河川事務所長は、災害が発生し又は発生の恐れがある場合に、必要と認めるときは、災害状況に応じて災害対策車の運搬等を要請することができるものとする。
2. 前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、遠賀川河川事務所長の指示により災害対策車の運搬等を実施するものとする。
3. 災害対策車とは別表（災害関係機械配置一覧表）及び国土交通省が保有する機器とする。
4. これらの業務を適切に対応が出来るよう、河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

(4) 基本協定期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、九州管内における

- ① 近隣地域内における工事及び点検整備の実績
- ② 継続的な営業に基づく信頼度
- ③ 機械設備における災害時等応急対策工事の協定締結実績
- ④ 資格保有者の雇用者数
- ⑤ 技術者等の派遣場所から遠賀川河川事務所までの距離

などを総合的に評価して協定締結業者を決定する評価方式である。

なお、管内における本協定の締結業者は上位から10社程度を想定している。

(6) 災害時等における対策車運搬等の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に災害対策車運搬等を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項(5)の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度(元請・下請を問わず補償できる保険であること)に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

4. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所等が所在すること。

(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成29・30年度の機械設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

さらに、平成28・29・30年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。

なお、基本協定締結後に参加資格を失効したときは、失効した日をもって基本協定を無効とするものとする。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (5) 協定締結参加意思確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止をうけていないこと。
- (6) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象業は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。
- (7) 平成14年4月以降に元請けとして国又は県市町村発注の機械設備の設置又は修繕工事の施工実績があること。
- (8) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、派遣技術者の滞在箇所より遠賀川河川事務所まで2時間以内に到着できること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課
担当：管理課長 南 知浩 （内線331）
 専門官 福島 研一郎 （内線502）
電話 0949-22-1830（代）
FAX 0949-23-0019

6. 資料の作成及び提出

- (1) 本協定締結の参加希望者は、4. 参加資格要件の(1)から(8)に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書を提出し参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、その後の評価は行わない。
 - ① 提出期間： 平成30年2月14日（水）から平成30年2月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所： 前記5. に同じ。
 - ③ 提出方法： 持参、FAXまたは郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

F A X 番号 0 9 4 9 - 2 3 - 0 0 1 9 (管理課直通)

※ F A X 及送信後は必ず着信の確認をお願いします。

※ 宛先は「管理課 専門官 福島宛」

(2) 申請書は、別記「様式-A」により作成すること。

①会社の代表印を押印すること。

7. 評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

別表-1の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

8. 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料の作成及び提出

①技術資料の作成

技術資料は、「9. 技術資料の作成方法及び留意事項」及び「別紙様式」に基づき作成するものである。

②提出方法： 前記6. (1) ③に同じ

③提出期間： 平成30年2月14日(水)から平成30年2月28日(水)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

④提出場所： 前記5. に同じ。

9. 技術資料の作成方法及び留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 提出資料表紙 【様式-1】	表紙は[様式-1]とする。(代表者印を押印すること。)
(2) 対象機械設備の 工事实績又は点検 整備の実績 【様式-2】	① 提出様式は[様式-2]とする。 ② 対象となる代表的な工事实績(様式-2(1))点検整備実績(様式-2(2))を各々1件記載する。なお、点検整備実績を有していない場合は記載しなくてよい ③ 工事实績の対象期間は、平成14年度から当該年度(当該公告日までの間)に締結したものとする。点検整備実績は、過去5ヶ年度+当該年度(平成24年4月1日から当該公告日までの間)に締結したものとする。 ④ 実績として認める機械設備は、4.(7)による ⑤ 契約図書等の写し

	<p>⑥ 上記④の施工実績として、記載した工事に係る財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報サービス」（以下、CORINS）の工事カルテの写しを添付すること。</p> <p>⑦ ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、契約書の写しを提出すること。点検整備実績で申請する場合も、契約書の写しを提出すること。</p> <p>⑧ なお、CORINSに登録されている場合でも上記②に示した内容が判断できない場合、またはCORINSに登録されていない場合には、②に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。</p>
<p>(3) 企業情報 【様式－3】</p>	<p>① 提出様式は「様式－3」とする。</p> <p>② 災害時等応急対策を担当する予定の本社（本店）、支店、営業所の所在地を記載すること。</p> <p>③ 会社を設立してからの継続的年数を記載する。</p>
<p>(4) 災害時等応急対策工事の協定締結実績 【様式－4】</p>	<p>① 提出様式は「様式－4」とする。</p> <p>② 対象となる協定は、本技術資料3.(2)と同様な目的の「機械設備の災害時等応急対策工事」に関する協定とし、過去5ヶ年度＋当該年度（平成24年4月1日から当該公告日までの間）に締結したものの中から、代表的な実績を1件記載する。契約の相手方は国、県、市町村に限る。</p>
<p>(5) 資格保有技術者の雇用者数及び遠賀川河川事務所までの到着時間 【様式－5】</p>	<p>① 提出様式は「様式－5」とする。</p> <p>② 対象となる技術者の資格は、「様式－5(1)」の表中記載の資格とする。</p> <p>③ ・派遣する技術者が在籍する拠点の所在地及び遠賀川河川事務所までの到着時間を記載する。 ・到着時間は技術者が在籍する拠点の所在地から遠賀川河川事務所まで高速自動車道、一般道で換算した場合の距離及び到着時間を記載する。（到着時間は、高速自動車道80km/h、一般道30km/hで算出する事）「様式－5(2)」</p>

※ 上表中(2)から(4)までの実績は元請けでの実績や協定元であることを証明できる資料（契約書のコピー等）を添付して下さい。

10. 協定説明書に対する質問等

(1) 協定説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間 : 平成30年 2月14日(水) から平成30年 2月22日(木) までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9:30分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 前記5. に同じ。
- ③ 提出方法 : 前記6. (1) ③に同じ。
- ④ 担当者 : 管理課 専門官 福島

(2) (1) に対する回答は、FAXにて回答する。このため、質問の際はファックス番号を記述すること。

11. 協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価決定する。その結果は、平成30年 3月12日(月) までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

12. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者及び申請書、資料等が適正と認められなかった者は、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)

- ① 提出期限 : 平成30年3月16日(金) 17時00分。
- ② 提出場所 : 前記5. に同じ。
- ③ 提出方法 : FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期限内に必着)により提出する。

※FAXで送信した場合は、確認の連絡を5. に同じに行う事。

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、平成30年3月23日(金) までに、説明を求めた者に対し書面にてFAXにより回答する。

13. 評価結果の無効

公告に示した参加資格のない者が提出した申請書等、及び虚偽の記載をした者は決定を取り消す。

14. その他

- (1) 技術資料の作成提出に係わる費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は競争参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資料は返却しない。
- (4) 提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

別表一1:評価項目及び評価内容

災害時における災害対策車運搬等に関する基本協定の締結

分類	評価項目	評価内容	配点
1) 企業の施工実績等	近隣地域内工事の実績及び点検整備の実績	申請された工事1件及び点検整備1件の実績	30
	工事成績の評価	地整内(2ヶ年+当該年度)の当該工事種別の平均点	10
	継続的な営業に基づく信頼度	企業の営業年数の継続性	10
	防災業務の実績	災害時応急対策工事の協定締結実績	10
2) 雇用技術者	雇用の資格保有者数	資格保有者人数	20
3) 事務所までの到着時間	派遣技術者から派遣場所までの距離及び到着時間	派遣技術者の所在地から遠賀川河川事務所までの距離及び到着時間	20

災害関係機械配置一覧表

別表-2

機械名	筑後川	遠賀川	武雄	長崎	菊池川	熊本	八代	大分	佐伯	延岡	宮崎	川内川	鹿児島 国道	大隅	福岡 国道	北九州 国道	佐賀 国道	九州 技術	合計
対策本部車								1			1		1					1	4
情報収集車								1			1		1					1	4
排水ポンプ車	4	3	4	3	2	1	2	6	6	4	8	9		5				3	60
照明車						1		1	1	2	2	8	1	5				3	24
土のう造成機								1			1	1						1	4
待機支援車								1			1							2	5
路面清掃車				1		1		1		1	2			4	2	1	1		19
歩道清掃車														5					5
散水車等				1		1					1			1	1	2	1		10
計	4	3	4	5	2	4	2	12	7	7	17	18	11	20	3	3	2	11	135